

誰もが人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」をめざして 「国東市障がい者基本計画」「障がい福祉計画」を策定

市では、障がい者施策全般の基本的な事項を定め、障がいのある方が人生の各段階において、必要とするサービスを計画的に整備することにより、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため「国東市障がい者基本計画」「障がい福祉計画」を策定しました。

二つの計画の策定にあたっては、障がい者施策の内容が広範多岐にわたっており、全庁的な取り組み体制を整備する必要があるため、国及び大分県の計画を勘案しながら、市で必要な基礎作業や実態や意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。その後、障がい者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉関係者、住民代表、関係行政機関代表、議会等幅広い分野からの参加を得て、「国東市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、検討を重ねての完成となりました。

国東市障がい者基本計画

目的▷ 障害者基本法に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、社会に参加することができる社会の実現を目指して、今後の障がい福祉の一層の推進を図ること。

期間▷ 平成19年度から平成25年度までの7年間

障がい福祉計画

目的▷ 障害者自立支援法に基づき、障がい者が年齢や障がい種別等にかかわらず身近で必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりや就労をはじめ自立して地域で暮らし、地域社会に貢献できる仕組みをつくること。

期間▷ 平成20年度まで

なお、「国東市障がい者基本計画」「障がい福祉計画」は、市福祉事務所、各総合支所地域市民健康課、市立図書館で閲覧できるほか、市ホームページでご覧になれます。

国東市ホームページ

<http://www.city.kunisaki.oita.jp/>

「障がい」の表記について

国東市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、団体名等のような固有の名称を除き「障がい」と表記しています。

「障害」を「障がい」や「しょうがい」とひらがな表記することにより、否定的なマイナスイメージを少しでも和らげようとする動きが、行政を中心に広がりつつあります。「害」をひらがな表記することにより、障がいに対する理解への契機にするとともに「差別感や不快感を感じる人が少しでもいるのであれば…」という理由から改めることとしました。

戦没者等の遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金）の**請求期限が平成20年3月31日まで**となっています。

支給の対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚

姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）

4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求・問い合わせ

国東市福祉事務所福祉対策課総務係 ☎0978⑦5164
 国見総合支所市民健康課 福祉係 ☎0978⑧1111
 武蔵総合支所市民健康課 福祉係 ☎0978⑧1111
 安岐総合支所市民健康課 福祉係 ☎0978⑥1111